7　第五項の規定にかかわらず、別表第二号の二に定める無線局の第五項第四号の規定の適用については、次の各号に掲げる免許記録記録事項等に応じて、当該各号のとおり公表する。

［一　略］

二　移動範囲又は無線設備を設置しようとする区域　免許記録記録事項等（ただし、総務大臣が移動範囲又は無線設備を設置しようとする区域が特定されるおそれがあると認めるものは、次の⑴又は⑵若しくは当該移動範囲又は当該無線設備を設置しようとする区域が特定されないよう必要な措置を講じたもの。）

［⑴・⑵　略］

［8　略］

（免許記録記録事項等を公表しない無線局）

第十一条の二　法第二十五条第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

［一～五　略］

（混信又はふくそうに関する調査を行おうとする場合）

第十一条の二の二　法第二十五条第二項の総務省令で定める場合は、免許人又は法第八条の予備免許を受けた者が、次のいずれかの工事又は変更を行おうとする場合及び登録人（法第二十七条の二十二に規定する登録人をいう。以下同じ。）が、第三号又は第六号の変更を行おうとする場合とする。

［一～七　略］

（免許記録の目的等にかかわらず運用することができる通信）

第三十七条　次に掲げる通信は、法第五十二条第六号の通信とする。この場合において、第一号の通信を除くほか、船舶局についてはその船舶の航行中、航空機局についてはその航空機の航行中又は航行の準備中に限る。ただし、運用規則第四十条第一号及び第三号並びに第百四十二条第一号の規定の適用を妨げない。

［一～三十四　略］

（備付けを要する業務書類等）

第三十八条　法第六十条の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類は、次の表の上欄の無線局につき、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

無線局	業務書類
一　船舶局及び船舶地球局	㈠　免許記録 ［㈡～㈩　略］
二　海岸局及び海岸地球局	㈠　免許記録 ［㈡～㈣　略］
三　航空機局及び航空機地球局（航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行うものに限る。）	㈠　免許記録 ［㈡～㈤　略］
四　航空局及び航空地球局（航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行うものに限る。）	㈠　免許記録 ［㈡・㈢　略］

7　第五項の規定にかかわらず、別表第二号の二に定める無線局の第五項第四号の規定の適用については、次の各号に掲げる免許状記載事項等に応じて、当該各号のとおり公表する。

［一　同上］

二　移動範囲又は無線設備を設置しようとする区域　免許状記載事項等（ただし、総務大臣が移動範囲又は無線設備を設置しようとする区域が特定されるおそれがあると認めるものは、次の⑴又は⑵若しくは当該移動範囲又は当該無線設備を設置しようとする区域が特定されないよう必要な措置を講じたもの。）

［⑴・⑵　同上］

［8　同上］

（免許状記載事項等を公表しない無線局）

第十一条の二　［同上］

［一～五　同上］

（混信又はふくそうに関する調査を行おうとする場合）

第十一条の二の二　法第二十五条第二項の総務省令で定める場合は、免許人又は法第八条の予備免許を受けた者が、次のいずれかの工事又は変更を行おうとする場合及び登録人（法第二十七条の二十六第一項に規定する登録人をいう。以下同じ。）が、第三号又は第六号の変更を行おうとする場合とする。

［一～七　同上］

（免許状の目的等にかかわらず運用することができる通信）

第三十七条　［同上］

［一～三十四　同上］

（備付けを要する業務書類）

第三十八条　［同上］

無線局	業務書類
一　船舶局及び船舶地球局	㈠　免許状 ［㈡～㈩　同上］
二　海岸局及び海岸地球局	㈠　免許状 ［㈡～㈣　同上］
三　航空機局及び航空機地球局（航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行うものに限る。）	㈠　免許状 ［㈡～㈤　同上］
四　航空局及び航空地球局（航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行うものに限る。）	㈠　免許状 ［㈡・㈢　同上］